

(様式第1号)

財団法人 建築環境・省エネルギー機構
理事長 村上 周三 殿

申請者は実際に商標を使用する法人（または個人）です。広告物等に使用する場合には広告主が申請者となりますのでご注意ください。原則として会社としての申請になりますので、代表者または部署の長など本件に責任が取れる方の名前としてください。また印も公印（社判や部署印など）として下さい。

(申請者)

会社名
所属
氏名
所在地

印

CASBEE 商標使用許諾申請書

貴財団が所有するCASBEEに関する商標について、下記の通り使用したいと思いますので、御承認いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

原則として申請は物件毎、案件毎に必要となります。

1. 使用先（媒体名、タイトル等）

『

なるべく具体的にお書き下さい

2. 使用目的

3. 使用を希望する商標の種類（別紙参照）

商標登録番号 第 号

CASBEE の登録商標の使用に関する規定の最後の頁にある登録商標番号を確認し、該当するものを記入してください。複数使用している場合には、全ての番号を記入してください。
商標番号第 5142301 号及び第 5142345 号については、CASBEE 評価認証を取得した建築物についてのみ使用可能ですのでご注意ください。

4. 使用期間

年 月 日～ 年 月 日

一般社団法人日本サステナブル建築協会の会員企業が申請する場合は、使用期間の制限はありません。それ以外の団体・企業は、原則1年間までとなります。

5. 本件に関わる担当者氏名、連絡先

会社・団体名：

氏 名：

住 所：

電話番号・FAX 番号：

電子メールアドレス：

担当者については、申請者と同一の法人に所属する者でなくても構いません。（代理人で構いません）

6. 確認用資料（別途添付のこと）

※実際の使用イメージ等が確認できる資料を添付して

広告等のゲラやウェブサイトのイメージを添付して下さい。
具体的なイメージが完成していない場合には、商標が使用される状態が確認できる資料（商標の使用箇所に関連する図版やテキスト等）を添付して下さい。

【申請上のご注意】

- ・ 当財団は、申請された内容を確認し、登録商標が適正に使用されている場合には、商標使用許諾書を発行します。
- ・ 登録商標が使用されている内容について不適正な箇所がある場合には、修正指示をさせて頂く場合や、使用が認められない場合があります。
- ・ 申請を受理してから許諾書をお送りするまで、1～2週間の時間を頂いております。
- ・ 申請後に修正が必要な箇所が発見された場合には、申請書を再度お送り頂く場合があります。その場合には更に時間が掛かることがありますので、申請前に事前に窓口へご相談頂くことをお勧め致します。

【使用許諾申請書の送付先／問い合わせ先】

財団法人 建築環境・省エネルギー機構 建築研究部（担当：早津）

住所：〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町

館 電話：03-3222-6708 FAX：03-3222-6696

Email：casbee-info@ibec.or.jp